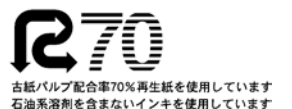
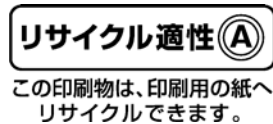


令和6年第三回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ



質 問 事 項

- 一 第四次事業化計画と“はけ”と野川を壊す都市計画道路について
- 二 産業廃棄物処理施設周辺の重金属汚染について
- 三 会計年度任用職員について
- 四 就労継続支援A型について
- 五 都立学校での食品廃棄物について
- 六 ヘイトスピーチ審査会の議事概要・公表の見直しについて

一 第四次事業化計画と“はけ”と野川を壊す都市計画道路について

1 第四次事業化計画の進捗状況について

ア 優先整備路線の事業着手率は、2023（令和5）年第4回定例会文書質問で「令和4年度末時点で、都施行、市区町施行ともに約3割です。」と回答されています。

現時点での着手率を伺います。

イ 事業着手率（都施行）は、第三次事業化計画の同時期は42%、それに比べ、第四次の着手率は、大きく低下しています。その要因について具体的にお示してください。

2 自治体との意見交換について

昨年6月以来これまで5回行われた第四次事業化計画に関する自治体との意見交換について伺います。

ア この意見交換の場を持った趣旨は「第四次事業化計画の進捗状況等を確認することであり」「優先整備路線の着手率に関する課題整理」について意見が出されたと2023（令和5）年第4回定例会の文書質問に対し回答されています。

意見交換の場で自治体から出された事業化の進捗に関連する意見、課題を列記してください。

イ 当会派で開示請求した各回の「会議録簿・会議要点」を見ると、多岐にわたる意見が出されています。出されたことについての都の見解と対応をお示してください。

ウ 第四次事業化計画で優先整備路線に選定された路線で、自治体で「優先整備路線の見直し」を検討しているという要望、意見は、意見交換の場でも出されていますか。

エ 意見交換の場は、今後の開催予定はあるのですか。

3 今後について

第四次事業化計画以降の整備方針について、第3回定例会の代表質問で、「来月、学識経験者による委員会や、都と区市町による検討会を設置」「今後、区市町と連携し幅広く都民意見の把握に努め、新たな整備方針の策定に向け検討を進める」との答弁がありました。

ア 第四次事業化計画の優先整備路線（都施行）の着手状況について課題の検証はすでに行われているのですか。行われているとすれば、その内容について伺います。

イ 都市計画道路としての必要性の検証を改めて行うのですか。

ウ 現在の優先整備路線としての位置づけは2025（令和7）年度までであり、その後は改めて路線の指定を行うと理解してよいですか。

エ 新たな整備方針の策定までのフローチャートをお示してください。

オ 「都と区市町による検討会」については、第四次事業化計画の策定作業における役割、性格と同じものですか。

カ 新たな整備方針、第五次事業化計画策定に向け、自治体に対して優先整備路線の仮の候補の作成を求めますか。

キ 新たな整備方針の検討のための経費は今年度予算にはどのように計上されていたのか伺います。

4 小金井市の検証について

小金井市が市内の都市計画道路の未着手路線（優先整備路線2路線も含む）について、検証を行うことを決定し、すでに作業に入っています。市はこの検証を経て、評価を行い、今後の整備方針について市としての意向を示すとしています。

現在、事業化未着手の「3・4・1号線」「3・4・11号線」の優先整備路線については、この市としての検証を通じて、市長の「優先整備

路線としての事業化中止・都市計画道路の見直し」の協議を東京都に求めていくとしています。

ア この検証について、都は関与していますか。

イ この検証について、小金井市より報告を受けていますか。

ウ 小金井市の検証作業に対し、都が「3・4・1号線」「3・4・11号線」に関して行った各種調査結果のすべてを提供すべきと思いますが、いかがですか。

5 優先整備路線の見直しなど

ア 次期整備方針・第五次事業化計画の策定にあたって第四次優先整備路線の見直し、再検討、事業化中止などを自治体が求める場合、都との間でどのような手続き、協議を行うのですか。

イ 手続き、協議の場として「都と区市町による検討会」は、そのひとつですか。

二 産業廃棄物処理施設周辺の重金属汚染について

武蔵村山市伊奈平の比留間運送が運営する産業廃棄物処理施設について、その排ガス等による周辺環境の汚染と、それによる被害がこの間、繰り返し問題になり、武蔵村山市議会でもたびたび取り上げられてきました。この問題で、今年6月に示された東京農工大学環境毒性学研究室の調査結果では、処理施設周辺の側溝汚泥から亜鉛、カドミウム、鉛などの重金属が高濃度で検出されています。

こうした事態を踏まえ、以下、質問します。

1 都は以下について把握していますか。また、それぞれどのような対応を取っていますか。都が取るべき、あるいは取ることができる可能性のある対応について法的根拠とともに示してください。

- ア 以前から周辺への重金属汚染が指摘されてきたこと
- イ 昨年9月の武蔵村山市議会で東京農工大学環境毒性学研究室による
土壌検査によって高濃度の重金属汚染が確認されたことが指摘され、
市が「都と連携して対処する」と答弁したこと
- ウ 今年6月に示された東京農工大学環境毒性学研究室による調査結果
- 2 2014（平成26）年度に当該施設の排ガス中ダイオキシン濃度が規制基準を超えたと聞いています。
- ア 規制基準を超えた内容とそれに対する指導、改善の経緯を示してください。
- イ 同施設の排ガス中ダイオキシンは、この年以外にも基準をこそ越えなかったものの一貫して高い濃度が確認されています。焼却施設の能力、安全対策、維持管理にかかる課題が懸念されます。ダイオキシンを含む排ガス対策について、この間、都として指導した経緯があれば示してください。
- 3 排ガス対策の他、同施設の維持管理に関して都が行った改善指導があれば、その概要を示してください。
- 4 排ガス中の重金属類について、法令・条例で定められている規制があれば、その概要を示してください。
- 5 産業廃棄物処理施設としての現在の許可状況を伺います。また、昨年12月から操業停止状態にあると聞いています。経過と現状を伺います。
- 6 事故報告書を開示請求したところ、3年前には写真・図面等もすべて開示されたにもかかわらず、2023（令和5）年の報告書はほぼ非公開（白塗り）となっています。その理由を伺います。

三 会計年度任用職員について

* 「フルタイム会計年度任用職員」は地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員を、「パートタイム会計年度任用職員」は同法第22条の2第1項第1号に規定する職員を指す。

東京都における会計年度任用職員の任用状況について質問します。

1 2024（令和6）年8月時点での、都における会計年度任用職員の任用状況について伺います。

ア 会計年度任用職員の総数、局等ごと、男女別、フルタイム・パートタイム別の人数

イ 公募によらない再度任用の上限を定めている規定の名称、上限回数

ウ 公募によらない再度任用の上限を上記の回数とした主旨、根拠

2 2024.6.28総務省通知『「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正について』などを踏まえ、公募によらない再度任用の上限回数を撤廃すべきと考えますがいかがですか。

3 パートタイムのうち、週労働時間が37時間30分以上となっている職員の人数を伺います。

4 継続して必要とされ、かつ職務の性質が常勤職員と大差のない職については、常勤職員としての職の設置を進めるべきと考えますが、いかがですか。

5 常勤職員の内、幹部職員以外の一般職員ならびに会計年度任用職員の勤勉手当支給月数を伺います。

四 就労継続支援A型について

就労継続支援A型事業所については、事業継続の不安定化、雇用契約に関わる争いなどがマスコミでもしばしば報じられています。こうした状況も踏まえつつ、都内の就労継続支援A型事業所の現状について質問します。

- 1 2024（令和6）年4月1日における都内の就労継続支援A型事業所数、そのうち都が指定している事業所数、八王子市が指定している事業所数を示してください。また、都内の就労継続支援A型事業所数の過去10年間の推移を示してください。
- 2 都が指定した事業所のうち、昨年度中に廃止した事業所と、B型に事業変更をした事業所の数を示してください。
- 3 直近の総定員数、実利用人数を示してください。
- 4 雇用契約を結ばない利用が認められるのはどのような場合、条件においてですか。非雇用型で就労している2022（令和4）年度の延べ人数を示してください。
- 5 2022（令和4）年度の非雇用型の平均時間額、および最低額と最高額を示してください。
- 6 2022（令和4）年度実績で見ても非雇用型の時給は400円をわずかに越える程度であり、中には100円未満という事業所もあります。雇用契約、最賃法適用を基本とすべきA型事業所において、雇用契約がないだけでなく、時給が最低賃金の3分の1にも満たないような障害者が多数存在する事実を、都としてどう認識しているのですか。

五 都立学校での食品廃棄物について

食品ロスによる温室効果ガス排出量は、温室効果ガス全体の約10%、輸送や冷蔵や包装なども含めた食品システムが3分の1を占め、食品ロスを削減することは、気候対策としても極めて重要な課題です。食品ゴミの量が減ることによって、ゴミ処理にかかる費用の削減、排出される二酸化炭素の削減が可能となり、また、コンポスト等を行うことによって肥料を作り、肥料作成費用を削減することもできます。

食品ロスは、しっかりと現状を把握することによって、意識を高めることができ、削減につながります。消費者庁は食品ロスは計量することで約2割削減できると示しています。食品ロス削減には量ることが必須で、数字として可視化することで、削減につながります。

そこで都立学校の学校給食の食品廃棄物について伺います。

- 1 学校給食は教育の一部ですが、都として、給食からの厨芥や残菜について、各学校での発生量や処理方法を把握していますか。
- 2 1について、把握していない場合、把握する上でどのような障壁がありますか。
- 3 都は、給食からの厨芥や残菜を減らすため、どのような取り組みを行っていますか。
- 4 都では、児童生徒に対してどのような食育活動を行っていますか。
- 5 京都府宇治市では、給食時間を延ばすことで残菜の量を65%減らすことができた事例があります。給食時間を延ばすことは有効な取り組みと考えますが、検討しませんか。

六 ヘイトスピーチ審査会の議事概要・公表の見直しについて

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会は、現状において密室性が高過ぎるのではないのでしょうか。都民の知る権利の観点及びヘイトスピーチの防止と啓発の推進という目的に鑑みても、個人のプライバシー及び団体等の秘密や名誉に関する事項以外の基本的な情報は可能な限り開示していくべきと考えます。

そのうえで、以下、質問します。

- 1 都に対する都民等からの申出があった時期がいつ公表されていますか。

せん。申出の時期は、ヘイトスピーチの疑いのある事案が発生した時期と同様に、当時の社会的・政治的な背景を知り、再発防止の方策を考えるためにも、都民に共有されるべき重要な基本情報だと考えます。

何らかの形で申出のあった時期を公表することを求めますが、いかがですか。

- 2 本来、審査会は、会議と議事録の公表を原則としたうえで、非公開が適当である場合に、議事概要を公表することになっています。ところが、例えば2022（令和4）年度から現在に至る議事概要を見ると、「審査会における主な意見等」の項目に、「表現活動の態様や趣旨を考慮」などの定型的な表現が多少のアレンジを加えながら繰り返し登場しており、曖昧かつ抽象的で、いったいどのような意見が出されたのかがほとんど分かりません。

一方で、2019（令和元）年から2020（令和2）年にかけての議事概要では、より具体的で分かりやすい書き方がなされていました。最低でも、こうした水準の概要を示すべきだと考えます。

改善を求めたいと考えますが、いかがですか。

令和6年第三回都議会定例会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

- 一 第四次事業化計画と“はけ”と野川を壊す都市計画道路について
 - 1 第四次事業化計画の進捗状況について
 - ア 優先整備路線の現時点での事業着手率を伺う。

回 答

平成28年に策定した第四次事業化計画における優先整備路線の着手率は、令和5年度末時点で、都施行、市区町施行ともに約3割です。

質 問 事 項

- 一の1のイ 第四次事業化計画の事業着手率（都施行）は、第三次事業化計画の同時期に比べ、大きく低下している。その要因について具体的に伺う。

回 答

都は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画を策定し、事業の推進に努めています。

第四次事業化計画の計画期間は令和7年度末までであり、引き続き、地元の理解と協力を得ながら、事業を推進していきます。

質 問 事 項

- 一の2 自治体との意見交換について

ア 昨年6月以来これまで5回行われた第四次事業化計画に関する自治体との意見交換の場で自治体から出された事業化の進捗に関連する意見、課題を伺う。

回 答

意見交換の場では、優先整備路線の着手率に関する課題整理や、事業中路線の状況調査が必要などの意見がありました。

質 問 事 項

一の2のイ 意見交換の各回の「会議録簿・会議要点」を見ると、多岐にわたる意見が出されている。出されたことについての都の見解と対応を伺う。

回 答

都は、自治体からの意見について、区市町と設置する検討会において、必要な対応を議論していきます。

質 問 事 項

一の2のウ 第四次事業化計画で優先整備路線に選定された路線で、自治体で「優先整備路線の見直し」を検討しているという要望、意見が、意見交換の場に出されているか伺う。

回 答

意見交換の場では、優先整備路線の着手率に関する課題整理や事業中路線の状況調査が必要などの意見がありました。

質 問 事 項

一の 2 の エ 意見交換の場は、今後開催予定があるのか伺う。

回 答

今後の開催については、未定です。

質 問 事 項

一の 3 今後について

ア 第四次事業化計画の優先整備路線（都施行）の着手状況について課題の検証はすでに行われているのか。行われているならば、その内容について伺う。

回 答

意見交換の場では、優先整備路線の着手率に関する課題整理や事業中路線の状況調査が必要などの意見がありました。

都は、区市町と設置する検討会において、必要な対応を議論していきます。

質 問 事 項

一の３のイ 都市計画道路としての必要性の検証を改めて行うのか伺う。

回 答

都は、区市町と設置する検討会において、必要な対応を議論していきます。

質 問 事 項

一の３のウ 現在の優先整備路線としての位置づけは令和７年度までであり、その後は改めて路線の指定を行うとの理解でよいか伺う。

回 答

都は、区市町と設置する検討会において、必要な対応を議論していきます。

質 問 事 項

一の３のエ 新たな整備方針の策定までのフローチャートを伺う。

回 答

都は、区市町と設置する検討会において、必要な対応を議論していきます。

質 問 事 項

一の3のオ 「都と区市町による検討会」については、第四次事業化計画の策定作業における役割、性格と同じものか伺う。

回 答

都は、本検討会において、前回と同様に区市町と連携し、議論していきます。

質 問 事 項

一の3のカ 新たな整備方針、第五次事業化計画策定に向け、自治体に対して優先整備路線の仮の候補の作成を求めるか伺う。

回 答

都は、区市町と設置する検討会において、必要な対応を議論していきます。

質 問 事 項

一の3のキ 新たな整備方針の検討のための経費は今年度予算にはどのように計上されていたのか伺う。

回 答

「東京における都市計画道路に関する調査」の中で対応しています。

質 問 事 項

一の４ 小金井市の検証について

ア 小金井市が市内の都市計画道路の未着手路線（優先整備路線２路線も含む）について、検証を行うことを決定したが、この検証について、都は関与しているか伺う。

回 答

小金井３・４・１号線及び３・４・１１号線ほかは、東京都と小金井市を含む区市などで策定した第四次事業化計画の優先整備路線に位置付けており、東京都が施行する路線として選定されました。

小金井市は、この２路線が国分寺崖線、野川、公園等と重複するため、環境・文化・景観等への影響が懸念される一方で、防災性確保や渋滞解消等の役割が期待されるなどの意見が、市に寄せられていること等を踏まえ、令和６年度に、独自に検証しています。

市の検証内容について、都は関与していません。

質 問 事 項

一の４のイ この検証について、小金井市より報告を受けているか伺う。

回 答

市が独自に検証しているものであり、市の検証内容について、都は報告を受けていません。

質 問 事 項

一の4のウ 小金井市の検証作業に対し、都が「3・4・1号線」「3・4・11号線」に関して行った各種調査結果のすべてを提供すべきだが、見解を伺う。

回 答

小金井3・4・1号線及び3・4・11号線ほかに関して行った各種調査結果については、これまで、誤解や混乱を生じさせるおそれがある内容等を除き、市に対し、情報提供を行っております。

市に対しては、今後とも適切に情報提供を行ってまいります。

質 問 事 項

一の5 優先整備路線の見直しなど

ア 次期整備方針・第五次事業化計画の策定にあたって第四次優先整備路線の見直し、再検討、事業化中止などを自治体が求める場合、都との間でどのような手続き、協議を行うのか伺う。

回 答

都は、区市町と設置する検討会において、必要な対応を議論してまいります。

質 問 事 項

一の5のイ 手続き、協議の場として「都と区市町による検討会」は、そ

のひとつか伺う。

回 答

本検討会は、区市町と連携し、議論していくものです。

質 問 事 項

二 産業廃棄物処理施設周辺の重金属汚染について

1 都が取るべき、あるいは取ることができる可能性のある対応について

ア 以前から周辺への重金属汚染が指摘されてきたことについて伺う。

回 答

都は、周辺住民等から相談があった場合は、必要に応じて、法令に基づく立入検査や指導を実施しています。

なお、公害に係る民事上の争いについて、弁護士や専門家が公正・中立な立場で、あっせん、調停、仲裁を行う都の公害紛争処理制度を相談者に対し案内しています。

質 問 事 項

二の1のイ 昨年9月の武蔵村山市議会で東京農工大学環境毒性学研究室による土壌検査によって高濃度の重金属汚染が確認されたことが指摘され、市が「都と連携して対処する」と答弁したことについて伺う。

回 答

地元自治体と都で情報共有し、それぞれが所管する法令や条例に基づく立入検査や指導を実施するなど適切に対応しています。

質 問 事 項

二の1のウ 今年6月に示された東京農工大学環境毒性学研究室による調査結果について伺う。

回 答

当該結果がウェブサイトで公表されていることは承知していますが、法令に準拠したものではなく評価できません。

質 問 事 項

二 産業廃棄物処理施設周辺の重金属汚染について

2 平成26年度に当該施設の排ガス中ダイオキシン濃度が規制基準を超えたことについて

ア 規制基準を超えた内容とそれに対する指導、改善の経緯を伺う。

回 答

地元自治体を実施した排ガス中のダイオキシン濃度測定により規制基準の超過が一度確認されましたが、事業者が調査・改善を行った結果、基準値の範囲内に収まり、以降、基準を超過したことはないと聞いています。

質 問 事 項

二の２のイ 同施設のダイオキシンを含む排ガス対策について、この間、都として指導した経緯があれば伺う。

回 答

施設維持管理基準に基づき、ダイオキシン類が発生する800℃以下では、廃棄物を投入しない焼却炉の運転管理が行われていることを、都は、定期的な立入時に炉内温度の記録データから確認しています。加えて、法令に基づく報告により、排ガス中のダイオキシン類濃度が、排出基準に適合していることを定期的に確認しています。

質 問 事 項

二の３ ガス対策の他、同施設の維持管理に関して都が行った改善指導があれば、その概要を伺う。

回 答

法令に基づく定期的な立入検査等により、施設の維持管理状況等を確認しています。

質 問 事 項

二の４ 排ガス中の重金属類について、法令・条例で定められている規制があれば、その概要を伺う。

回 答

廃棄物焼却施設に係る排ガス中の重金属類については、大気汚染防止法において水銀及びその化合物が規制対象となっており、定期的な測定等が義務付けられています。

また、環境確保条例において、クロム化合物、カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物について、排出基準が定められています。

質 問 事 項

二の5 産業廃棄物処理施設としての現在の許可状況を伺う。また、昨年12月から操業停止状態にあるとのことだが、経過と現状を伺う。

回 答

現在、産業廃棄物処理施設として許可を有している施設は、焼却施設、破碎施設、熔融施設、圧縮施設、圧縮梱包施設、発酵（堆肥化）施設、造粒固化施設です。

届出の要件に該当する休止等の状況については把握しています。

質 問 事 項

二の6 令和5年の報告書が、ほぼ非公開（白塗り）となっている理由を伺う。

回 答

情報公開条例第7条第3号（事業活動情報）に該当する文書については不開示としています。

質 問 事 項

三 会計年度任用職員について

1 令和6年8月時点での、都における会計年度任用職員の任用状況について

ア 会計年度任用職員の総数、局等ごと、男女別、フルタイム・パートタイム別の人数を伺う。

回 答

令和6年8月1日現在、知事部局における会計年度任用職員数は7,059人、うち男性は3,281人、女性は3,778人です。

また、フルタイムの会計年度任用職員はおりません。

局別の内訳につきましては、以下の表のとおりです。

（単位：人）

局等	会計年度任用職員数
政策企画局	45
子供政策連携室	4
スタートアップ・国際金融都市戦略室	5
総務局	367
財務局	30
デジタルサービス局	13
主税局	508
生活文化スポーツ局	345
都市整備局	100
環境局	196
福祉局	1,265

保健医療局	1,804
産業労働局	1,647
建設局	509
港湾局	72
会計管理局	6
住宅政策本部	68
中央卸売市場	70
収用委員会事務局	2
労働委員会事務局	3

質 問 事 項

三の1のイ 公募によらない再度任用の上限を定めている規定の名称、職ごとの上限回数を伺う。

回 答

知事部局では「会計年度任用職員の任用等に関する規則」において、公募によらない再度任用を連続4回までとしています。

質 問 事 項

三の1のウ 公募によらない再度任用の上限を上記の回数とした主旨、根拠を伺う。

回 答

公募によらない再度任用については、国のマニュアルにおいて、会計年度任用の職に繰り返し任用することは、身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあることに留意が必要とされており、具体の取扱い

については、各地方公共団体の地域の実情等に応じて適切に対応することとされています。

都は、これを踏まえ、公募によらない再度任用を連続4回までとしています。

質 問 事 項

三の2 総務省通知「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の改正について」などを踏まえ、公募によらない再度任用の上限回数を撤廃すべきだが見解を伺う。

回 答

改正された国のマニュアルにおいても引き続き、公募によらない再度任用については、会計年度任用の職に繰り返し任用することは、身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあることに留意が必要とされており、具体の取扱いについては、各地方公共団体の地域の実情等に応じて適切に対応することとされています。

都は、これを踏まえ、公募によらない再度任用を連続4回までとしています。

質 問 事 項

三の3 パートタイムのうち、週労働時間が37時間30分以上となっている職員の人数を伺う。

回 答

1週間当たりの勤務時間を37時間30分以上に設定している会計年度任用職員はおりません。

質 問 事 項

三の4 継続して必要とされ、かつ職務の性質が常勤職員と大差のない職については、常勤職員としての職の設置を進めるべきと考えるが、見解を伺う。

回 答

会計年度任用職員は、特定の学識・経験に基づく補助的業務等に任期を限って任用するものであり、常勤職員との役割分担や職務内容を確認の上、職を設定しています。

質 問 事 項

三の5 常勤職員の内、幹部職員以外の一般職員ならびに会計年度任用職員の勤勉手当支給月数を伺う。

回 答

令和6年度における一般職員及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数については、2.25月としています。

質 問 事 項

四 就労継続支援 A 型について

- 1 令和 6 年 4 月 1 日における都内の就労継続支援 A 型事業所数、そのうち都が指定している事業所数、八王子市が指定している事業所数を伺う。また、都内の就労継続支援 A 型事業所数の過去 10 年間の推移を伺う。

回 答

令和 6 年 4 月 1 日における都内の就労継続支援 A 型の事業所数は 91 事業所であり、そのうち都が指定したものは 79 事業所、八王子市が指定したものは 12 事業所です。

過去 10 年の各年 4 月 1 日における都内の就労継続支援 A 型の事業所数は、平成 27 年度は 79 事業所、平成 28 年度は 98 事業所、平成 29 年度は 108 事業所、平成 30 年度は 104 事業所、令和元年度は 100 事業所、令和 2 年度は 99 事業所、令和 3 年度は 95 事業所、令和 4 年度は 93 事業所、令和 5 年度は 92 事業所、令和 6 年度は 91 事業所です。

質 問 事 項

- 四の 2 都が指定した事業所のうち、昨年度中に廃止した事業所と、B 型に事業変更をした事業所の数を伺う。

回 答

令和 5 年度中に事業を廃止した就労継続支援 A 型事業所は 4 事業所であり、そのうち 1 事業所は廃止後、新たに就労継続支援 B 型事業を開始しま

した。

質 問 事 項

四の3 直近の総定員数、実利用人数を伺う。

回 答

令和6年8月1日における、都が指定する就労継続支援A型事業所の定員の合計は1,388人であり、同月における実利用者数は1,395人です。

質 問 事 項

四の4 雇用契約を結ばない利用が認められるのはどのような場合、条件においてか伺う。非雇用型で就労している令和4年度の延べ人数を伺う。

回 答

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例及び施行規則では、就労継続支援A型事業所は、サービス提供に当たって、利用者と雇用契約を締結しなければならないとされていますが、雇用契約に基づく就労が困難な障害者に対しては、雇用契約を締結せずにサービスを提供することができ、その定員は、当該事業所の利用定員の半数または9人のいずれか小さい数を超えないものとされています。

国の通知では、就労継続支援サービスの利用は、原則本人の希望に基づくものですが、最終的な利用の可否は、専門機関等の意見も参考にし、区市町村が決定することとされています。

都内の就労継続支援 A 型事業所からの報告では、令和 4 年度の非雇用型の工賃支払対象延べ人数は 655 人です。

質 問 事 項

四の 5 令和 4 年度の非雇用型の平均時間額、および最低額と最高額を伺う。

回 答

都内の就労継続支援 A 型事業所が非雇用型の利用者に支払った令和 4 年度平均工賃は、1 時間あたりに換算すると 411 円です。また、1 時間あたりの工賃が最も低い事業所は 63 円、最も高い事業所は 672 円となっています。

質 問 事 項

四の 6 雇用契約、最賃法適用を基本とすべき A 型事業所において、雇用契約がないだけでなく、時給が最低賃金の 3 分の 1 にも満たないような障害者が多数存在する事実を、都としてどう認識しているか伺う。

回 答

都は、障害者本人の希望や状況に応じた働き方を選択できるよう、区市町村や企業、特別支援学校、就労支援機関等の関係機関と連携し、障害者の就労に向けた支援を行っています。

また、障害者総合支援法及び東京都障害福祉サービス事業の設備及び運

営の基準に関する条例等に基づき、都が指定する事業所に対し、雇用契約を締結していない利用者の定員等、運営基準を遵守するよう指導しています。

質 問 事 項

五 都立学校での食品廃棄物について

- 1 学校給食は教育の一部だが、都として、給食からの厨芥や残菜について、各学校での発生量や処理方法を把握しているか伺う。

回 答

都教育委員会では、給食の厨芥^{ちゅうかい}や残菜について、その発生量等の把握は行っていません。

質 問 事 項

五の2 1について、把握していない場合、把握する上でどのような障壁があるか伺う。

回 答

食品ロスの指導等については、各学校が生徒の実情等に応じて取組を進める必要があるものと考えています。

質 問 事 項

五の3 都は、給食からの厨芥や残菜を減らすため、どのような取り組みを行っているか伺う。

回 答

各都立学校では、給食時間に食品ロスに関わる指導を実施するなど、児童・生徒の実情等に応じた取組を行っています。

質 問 事 項

五の4 都では、児童生徒に対してどのような食育活動を行っているか伺う。

回 答

各都立学校では、児童・生徒の実情等に応じて、栄養教諭等が食物の大切さや食への関心を高める指導を行うなど、食育を推進しています。

質 問 事 項

五の5 給食時間を延ばすことで残菜の量を65%減らすことができた事例がある。給食時間を延ばすことは有効な取り組みと考えるが、検討しないのか伺う。

回 答

給食時間については、校長の権限と責任の下、各学校において適切に設定しています。

質 問 事 項

六 ヘイトスピーチ審査会の議事概要・公表の見直しについて

- 1 都に対する都民等からの申出の時期は、ヘイトスピーチの疑いのある事案が発生した時期と同様に、当時の社会的・政治的な背景を知り、再発防止の方策を考えるためにも、都民に共有されるべき重要な基本情報である。何らかの形で申出のあった時期を公表することを求めるが、見解を伺う。

回 答

表現活動がヘイトスピーチに該当すると認められるときは、人権尊重条例第12条の規定に基づき、表現の内容、日付、行われた区市町村名等、表現活動の概要等を審査会の意見を踏まえて公表しています。

質 問 事 項

六の2 令和4年度から現在までの審査会の議事概要の表現は、曖昧かつ抽象的で、どのような意見が出されたのかがほとんど分からない。令和元年から令和2年にかけての議事概要では、より具体的で分かりやすい書き方がなされており、最低でも、こうした水準の概要を示すべきで、改善を求めるが、見解を伺う。

回 答

議事概要については、審査会の調査審議事項や主な意見等を公表してい

ます。